

# 大阪府生活福祉資金 教育支援資金貸付のごあんない

「生活保護世帯」、府・市区町村民税が「非課税世帯」などの低所得者世帯（生活保護基準額の1.8倍以内）を対象にし、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費を無利子でお貸しする制度です。

大阪府育英会、日本学生支援機構奨学金等の貸付制度を優先して活用していただきますが、すぐに活用できない場合に、それまでの「つなぎ」として貸付を行います。返済は卒業後に始まります。重複して借入される場合は、返済計画について十分ご検討のうえお申し込みください。

※ 当貸付制度は、他制度が利用できるまでの「つなぎ」として運用します。他制度の入金があった時点で本資金の返還をお願いします。また、大阪府育英会(高校)、学生支援機構(大学他)奨学金の借入上限額を利用してなお、就学費用が不足する場合には最短修業年限の借入申請ができます。

＜学校別貸付限度額＞（最短修業年限が貸付期間です。留年の期間等は対象になりません。）

教育支援費		就学支度費	
高等学校	月額35,000円以内	高等学校	入学時のみ
高等専門学校	月額60,000円以内	高等専門学校	500,000円以内
短期大学	月額60,000円以内	短期大学	〔※ 受付期限は 入学年度4月末まで〕
大学	月額65,000円以内	大学	

学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校（大学院・外国留学は除く）

高等学校には専修学校高等課程、短期大学には専修学校専門課程を含みます。申込金額は千円単位

**教育支援費の対象となるもの:** 学校の指定により納付する授業料、通学費、学用品購入費、施設整備費、学生寮費用など就学するのに必要な経費

**就学支度費の対象となるもの:** 入学時に学校の指定により納付する入学金・入会金や、制服、靴、かばん、運動着、教科書代など入学に際し必要な経費

## ■ 貸付対象世帯

大阪府内に居住されている世帯(居住地と住民票が一致していること)であること。「生活保護世帯」または、世帯の収入のある方全員が 府・市区町村民税「非課税」「均等割課税」などの低所得者世帯（生活保護基準額の1.8倍以内）であること。外国人の場合には、外国人登録が行われていて在留資格が確認できること。また、現在地に6か月以上居住し、将来とも永住が確実に見込まれること。

## ■ 次の世帯は貸付ができません

- ① 世帯員が、「生活福祉資金（離職者支援資金、総合支援資金も含む、以下同じ）」貸付制度の連帯保証人になられている世帯
- ② 「生活福祉資金」「小口生活資金」「かけこみ緊急資金」など大阪府社会福祉協議会が実施する貸付制度を利用し滞納（又は猶予）している世帯、その他公的資金等を借りて滞納している世帯
- ③ 原則として、母子寡婦福祉資金、その他の公的資金を借りている世帯、または借入ができる世帯

## ■ 民生委員の調査について

申し込みにあたり、居住地を担当する民生委員の「調査書」（所定様式）が必要となります。

## ■ 借入申し込みについて

- ① 借入申込書（3枚複写）は必ず借入申込者(就学する者)、連帯借受人(生計中心者)、連帯保証人(必要な場合のみ)が署名捺印しお申し込みください。
- ② 教育支援資金の申請には連帯保証人が不要ですが、就学する借入申込者が単身で成年者の場合は、連帯保証人の設定を原則とします。

※ 世帯員に破産免責決定後5年経過していない方が居る場合、教育支援資金の申請については、免責決定しておれば、別世帯の連帯保証人を設定することにより申請できます。その場合は、連帯保証人の直近の「府・市区町村民税課税証明書」が必要となります。

## ■ 申し込みに必要な書類

- ① 借入申込書
- ② 新入生は「合格通知書」、在學生は「在学証明書」・学生証など就学を証明できるもの
- ③ 就学期間中の必要経費明細書
- ④ 住民票(家族全員が記載され、3ヵ月以内発行のもの)
- ⑤ 世帯で収入のある方全員(常勤雇用でない未成年者は除く)の直近の「府・市区町村民税課税証明書」
- ⑥ 生活保護世帯は福祉事務所長(大阪市内は保健福祉センター所長)の保護意見書
- ⑦ 調査・確認の同意書(運転免許証、健康保険証など本人を確認できる証明書類の添付が必要です)
- ⑧ 個人情報取り扱いに関する同意書
- ⑨ 警察・関係機関等への照会同意書
- ⑩ その他必要関係書類

## ■ 貸付決定したら

- ① 貸し付けが決定すれば「借用書」に借入申込者、連帯借受人、親権者(ご両親とも)、連帯保証人(必要な場合のみ)が署名捺印し、「印鑑登録証明書」(ご両親の場合は両方とも必要)を添付して受付した市町村社会福祉協議会(大阪市内は保健福祉センター)に提出してください。
- ② 借入申込者が未成年の場合印鑑証明書の提出は不要ですが、20歳になれば提出が必要です。

## ■ 償還(返済)期間について

学校卒業後6か月据え置いて償還(返済)が始まります。償還回数は、各学校の修業年限の3倍以内で設定してください。〔高校3年間の場合は9年間＝108回、短大2年間の場合は6年間＝72回、大学4年間の場合は12年間＝144回、大学6年間の場合は18年＝216回〕

## ■ 償還(返済)手続きについて

- ① 償還は卒業後になります。借用書提出時に償還金の口座振替(自動払込)の手続きをお願いします。また、償還が始まる前にご連絡しますが、当該口座に償還金をご用意ください。
- ② 貸付利子は無利子ですが、最終償還期限までに完済できない場合は、延滞元金につき年10.75%の率で延滞利子がつきますのでご注意ください。
- ③ 償還完了後に「借用書」をお返します。

## ■ その他

- ① 入学先が確定しなければ所要額が算出できませんので、必ず入学先が確定してから(併願の場合も最終的に入学する学校が確定してからとなります)当資金を申請してください。貸付決定した学校と進学先が異なる場合は、貸付金を一括して返還を求めることになります。
- ② 教育支援資金の貸付を受けて退学した場合は、再度当貸付金を申し込むことはできません。
- ③ 退学等により貸付を辞退する場合は申請金額と貸付金額が異なるため、必ず届けが必要です。 受付した市町村社会福祉協議会(大阪市内は保健福祉センター)で手続きをお願いします。
- ④ 貸付金の交付は所定の手続きが必要なため短期間では交付できません。希望される資金交付日に対応できない場合もあります。その場合は、学校側と学費延納についてご相談をお願いします。
- ⑤ 生活保護世帯は、高等学校等就学に必要な授業料、教材費、通学のための交通費等が生業扶助(公立高校相当分)として事前給付されることになっておりますので、公立私立を問わず、給付分を差し引いた当面必要な経費が貸付対象となります。
- ⑥ 他の「生活福祉資金」を借り入れている世帯は、当該世帯の返済能力を超えた借入にならないよう十分ご配慮ください。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 福祉資金部  
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 TEL.06-6762-9474